

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 7 月 22 日

火 曜 日

号 外

目 次

告 示

○建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱

1

告 示

富山県告示第342号

建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱を次のように定める。

平成26年 7 月 22 日

富山県知事 石 井 隆 一

建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第 167条の 5 第 1 項及び第 167条の11第 2 項の規定により、富山県が発注する建設工事（以下「県工事」という。）の請負契約を一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により締結する場合における競争入札に参加する者（以下「入札参加資格者」という。）の資格、資格審査申請の時期及び方法、資格の有効期間等に関し必要な事項を定めるものとする。

(入札参加者の資格)

第 2 条 入札参加資格者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者及び当該者で構成する建設工事共同企業体（特定の建設工事を対象に結成されたものを除く。以下「共同企業体」という。）であって、第 4 条の規定により建設工事競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録されたものとする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第 100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定により建設業の許可を受けていること。
- (2) 法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査を受けていること。
- (3) 次に掲げる届出を行っていること（当該届出の義務がある者に限る。）。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第 115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第 116号）第7条の規定による届出（資格審査申請の時期及び方法）

第3条 競争入札に参加しようとする者は、建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付して申請するものとする。

- (1) 県内に主たる営業所を有する者 次に掲げる書類
 - ア 入札参加資格者（債主）登録書（新規・変更）（県内業者用）（様式第2号）
 - イ 法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知に係る書面（以下「総合評定値通知書」という。）の写し
 - ウ 第2条第3号に定める届出を総合評定値通知書で確認できない場合は、当該届出を行ったことを確認することができる書類の写し
 - エ 使用印鑑届出書（様式第4号）
 - オ 印鑑証明書
 - カ 工事経歴書（様式第5号）
 - キ 次に掲げる納税証明書
 - (ア) 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税について未納がないこと（徴収猶予を受けている場合を含む。）を証した税務署長が発行する納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）第16条第1項に規定する別紙第9号書式（その3の2）又は別紙第9号書式（その3の3）に限る。）
 - (イ) 富山県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）について滞納がないこ

と（徴収猶予を受けている場合を含む。）を証した富山県総合県税事務所長が発行する納税証明書（富山県税条例施行規則（昭和29年富山県規則第27号）第29条に規定する第43号様式(1)に限る。）

(ウ) 申請者が個人の場合にあつては、個人県民税について未納がないこと（徴収猶予を受けている場合を含む。）を証した市町村長が発行する納税証明書

ク 営業所一覧表（様式第 6 号）

ケ 国際標準化機構の定める I S O 9001 を認証取得した者にあつては、登録証その他の認証の内容を証する書類の写し

コ 除雪業務等の受託実績を有する者にあつては当該業務の委託契約書等の写し、富山県地域防災計画に基づく協定のうち知事が別に定めるもの（以下「災害協定」という。）に参加している者（以下「災害協定参加者」という。）にあつては当該参加を証する書類

サ 災害協定参加者であつて知事が別に定めるもののうち、提供することが可能な建設機械を保有している者にあつては、当該保有を証する書類

シ 消防団協力事業所として認定を受けた者にあつては、当該認定を証する書類

ス 国際標準化機構の定める I S O 14001 を認証取得した者にあつては、登録証その他の認証の内容を証する書類の写し

セ エコアクション21（環境省が策定した環境マネジメントシステムをいう。以下同じ。）を認証取得した者にあつては、認証を証する書類の写し

ソ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第 120号）第12条第 1 項に規定する一般事業主のうち、常時雇用する労働者の数が50人以下の者であつて同項に規定する一般事業主行動計画を策定し、富山労働局長に届出をした者（以下「一般事業主行動計画届出者」という。）にあつては一般事業主行動計画策定・変更届（次世代育成支援対策推進法施行規則（平成15年厚生労働省令第 122号）第 1 条の 2 に規定する様式第 1 号）の写し

タ 一般事業主行動計画届出者のうち、富山県から元気とやま！子育て応援企業として登録を受けた者にあつては、当該登録を証する書類の写し

- チ 富山県から男女共同参画推進事業所として認証を受けた者にあつては、当該認証を証する書類の写し
- ツ 地域又は社会に貢献したと認められる活動により国、県、市町村又は公的な団体から表彰状又は感謝状を授与された者にあつては、その表彰状又は感謝状の写し
- テ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第 123号）第43条第 1 項に規定する法定雇用障害者数が 1 人未満の事業主のうち、同法第 2 条に規定する身体障害者、知的障害者又は精神障害者を 1 人以上雇用している者にあつては、当該雇用を証する書類
- (2) 県外に主たる営業所を有する者 前号イからテまでに掲げる書類及び次に掲げる書類
- ア 入札参加資格者（債主）登録書（新規・変更）（県外業者用）（様式第 3 号）
- イ 委任状（建設業法上の営業所に入札、請負代金の請求等を委任する場合）（様式第 7 号）
- 2 前項第 1 号イ及びカに掲げる書類は、第 5 条に規定する入札参加資格の有効期間の開始日の前日から起算して 1 年 7 月以内の期間に含まれる営業年度の終了日（該当する営業年度の終了日が 2 以上あるときは、申請日に最も近い日）における事実に基づき作成するものとする。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、第 1 項の規定にかかわらず、申請書を提出することができないものとする。
- (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人若しくは未成年者又は破産者で復権を得ないもの（被保佐人、被補助人又は未成年者で、保佐人、補助人又は親権者から契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 3 年を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用するもの
- (3) 第 7 条第 1 号又は第 2 号の規定により入札参加資格者名簿から抹消された者で、その事実があった後 3 年を経過しないもの

- 4 申請書は、県内に主たる営業所を有する者にあつては主たる営業所の所在地を管轄する土木センターを経由して平成26年度及び同年度から起算して2の倍数の年度経過後の年度（以下「定期受付年度」という。）の11月1日から12月末日まで（富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）に、県外に主たる営業所を有する者にあつては知事が別に定める期間内に知事に提出するものとする。
- 5 知事は、定期受付年度の受付（以下「定期受付」という。）のほか、入札参加資格の有効期間の開始日から当該定期受付年度から起算して2年度経過後の年度の12月末日まで（休日を除く。）の間、随時入札参加資格者名簿に登載されるための申請書の受付（以下「随時受付」という。）をするものとする。この場合において、申請書は、県内に主たる営業所を有する者にあつては、主たる営業所の所在地を管轄する土木センターを経由して知事に提出するものとする。

（入札参加資格者名簿への登載）

第4条 知事は、申請書又は第9条第2項に規定する建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書を受理したときは、次に掲げる事項について審査し、入札参加資格者名簿に登載するとともに、次項の規定による工事の種類別格付の等級（格付を行わない工事にあつては、資格の有無）その他の事項を申請者に通知するものとする。

- (1) 法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項
- (2) 建設工事の種類別の県工事の成績及び表彰の状況
- (3) 富山県企業局が発注する建設工事の表彰の状況
- (4) 技術職員数の状況
- (5) 新分野進出企業表彰の有無
- (6) 国際標準化機構の定めるISO9001の認証取得の有無
- (7) 除雪業務等の受託状況及び災害協定への参加状況
- (8) 災害協定参加者のうち知事が別に定めるものの建設機械の保有状況
- (9) 消防団協力事業所の認定の有無
- (10) 国際標準化機構の定めるISO14001の認証取得の有無
- (11) エコアクション21の認証取得の有無

- (12) 次世代育成支援対策推進法第12条第1項に規定する一般事業主行動計画の届出の状況
 - (13) 元気とやま！子育て応援企業の登録状況
 - (14) 男女共同参画推進事業所の認証取得の有無
 - (15) 地域又は社会への貢献活動等に対する表彰の状況
 - (16) 障害者雇用の状況
 - (17) 富山県建設工事等指名停止要領に規定する指名停止及び書面又は口頭による警告若しくは注意並びに法第28条に規定する指示及び営業の停止の状況
- 2 工事の種類別格付は、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及びほ装工事について行うものとする。

(資格の有効期間)

第5条 入札参加資格の有効期間は、定期受付をしたものにあつては定期受付年度の翌年度の4月1日から次の定期受付年度の3月末日までとし、随時受付をしたものにあつては当該随時受付時に有効な入札参加資格者名簿の有効期間の残りの期間とする。

(変更の届出)

第6条 入札参加資格者又は知事に申請書を提出した者であつて入札参加資格の有効期間が始まっていないもの（以下「競争入札に参加しようとする者」という。）は、次に掲げる事項について変更があつたときは、変更が生じた日から20日以内に入札参加資格者（債主）登録書（新規・変更）（県内業者用）（様式第2号）、入札参加資格者（債主）登録書（新規・変更）（県外業者用）（様式第3号）又は使用印鑑変更届（様式第8号）を知事に提出するものとする。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称及び所在地
- (3) 法人又は共同企業体にあつては、代表者の氏名
- (4) 受任者の氏名
- (5) 使用印鑑
- (6) 電話番号又はファクシミリ番号
- (7) 振替口座

2 入札参加資格者又は競争入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、直ちに入札参加資格変更届（様式第 9 号）を知事に提出するものとする。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その役員であった者
- (3) 法人が合併又は破産手続開始以外の事由により解散した場合 その清算人
- (4) 廃業した場合 入札参加資格者又は競争入札に参加しようとする者
- (5) 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた場合（被保佐人又は被補助人が、契約締結のために必要な同意を保佐人又は補助人から得ている場合を除く。） その後見人、保佐人又は補助人
- (6) 破産手続開始の決定を受けた場合 その破産管財人
- (7) 法第 3 条第 1 項の規定による許可の全部又は一部を受けていない者になった場合 入札参加資格者又は競争入札に参加しようとする者
(入札参加資格の抹消又は格付の降級)

第 7 条 知事は、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときはその者を入札参加資格者名簿から抹消し、又は格付を降級することができる。

- (1) 申請書又はその添付書類に事実と異なる事項を記載したとき。
- (2) 前条の規定による変更の届出をしなかったとき。
- (3) 第 2 条各号に該当しなくなったとき。
- (4) 政令第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項各号のいずれかに該当することとなったとき。

（発注工事に対応する建設業の許可業種の基準）

第 8 条 発注工事の種別に応じ入札に参加することのできる建設業の許可業種の基準は、別表のとおりとする。

（共同企業体の特例）

第 9 条 共同企業体の構成員は、3 人以内とする。

2 共同企業体は、建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第 10 号）に次に掲げる書類を添付して申請するものとする。

- (1) 協定書

- (2) 入札参加資格者（債主）登録書（新規・変更）（JV業者用）（様式第11号）
 - (3) 構成員の総合評定値通知書の写し
 - (4) 構成員の第2条第3号に定める届出を総合評定値通知書で確認できない場合は、当該届出を行ったことを確認することができる書類の写し
 - (5) 使用印鑑届出書（様式第12号）
 - (6) 構成員の第3条第1項第1号オに掲げる書類
 - (7) 構成員の第3条第1項第1号キからテまでに掲げる書類
- 3 建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書は、定期受付年度の11月1日から12月末日まで（休日を除く。）に知事に提出するものとする。ただし、知事が必要と認める場合にあっては、その都度提出することができる。この場合においては、第5条の規定は適用しない。
- 4 共同企業体の構成員が第7条各号のいずれかに該当したときは、当該共同企業体に同条の規定を適用するものとし、共同企業体が同条各号のいずれかに該当したときは、当該共同企業体の構成員についても同条の規定を適用するものとする。（会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者等の特例）
- 第10条** 第4条の規定により入札参加資格者名簿に登録されている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けたもの（以下「更生手続開始決定者」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けたもの（以下「再生手続開始決定者」という。）は、再度の入札参加資格の審査の申請を行うことができる。
- 2 前項の規定による申請をしようとする者は、第3条第1項各号に定める書類のほか、知事が別に定める書類を提出するものとする。
 - 3 知事は、更生手続開始決定者又は再生手続開始決定者が、再度の入札参加資格の認定を受けていないときは、競争入札に参加させないことができる。（電子情報処理組織による手続等）
- 第11条** 知事は、この要綱の規定により書面で行うものとされている申請又は届出を、富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成15年富山県条例第54号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行わせることができる。この場合においては、当該書面により当該申請又は届出が行われ

たものとみなす。

- 2 前項の規定による申請又は届出を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年富山県規則第22号）第3条から第6条までの規定の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条第3号、第3条第1項第1号ウ、第4条第1項第3号及び第9条第2項第4号の規定は、平成27年度以後の入札参加資格者に適用し、平成26年度の入札参加資格者については、なお従前の例による。

（建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱の廃止）

- 3 建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成24年富山県告示第 224号）は、廃止する。

別表（第8条関係）

発注工事に対応する建設業許可業種

発注工事の種別	対応工事の種別（建設業許可に係る業種）
一般土木工事	土木工事業
アスファルト舗装工事	ほ装工事業
セメント、コンクリート舗装工事	ほ装工事業
鋼橋上部工事	鋼構造物工事業
プレストレストコンクリート工事	土木工事業、とび・土工事業
法面処理工事	とび・土工事業、防水工事業
ボーリング、グラウト工事	とび・土工事業、さく井工事業
スノーシェッド工事	土木工事業、鋼構造物工事業
ロードヒーティング工事	電気工事業
消雪装置工事	管工事業
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業
水道管理設工事	土木工事業、水道施設工事業

水門、門扉工事	鋼構造物工事業
水処理装置工事	機械器具設置工事業
横断歩道橋工事	鋼構造物工事業
道路標識工事	とび・土工工事業
道路照明工事	電気工事業
造園工事	造園工事業
さく井工事	さく井工事業
信号機設置工事	電気工事業、機械器具設置工事業
防護柵工事	とび・土工工事業
一般建築工事	建築工事業
給排水、衛生設備工事	管工事業
暖冷房設備工事	管工事業
電気設備工事	電気工事業
電話、通信設備工事	電気通信工事業
放送、拡声装置工事	電気通信工事業
消防、防災設備工事	消防施設工事業
エレベーター工事	機械器具設置工事業
じん芥処理施設工事	清掃施設工事業、タイル・れんが・ブロック工事業
室内装飾工事	内装仕上工事業
建具工事	建具工事業
塗装工事（道路標示を含む。）	塗装工事業
防水工事	防水工事業
特殊工事	該当する対応建設業

(裏)

委任先営業所（他の営業所等に委任する場合のみ記入）

郵便番号	〒
所在地	
商号又は名称	
代表者氏名	
電話番号	
F A X 番号	
担当者所属氏名	

記入上の注意（様式第 1 号）→ 「作成・提出の手引き」を参照してください。

(様式第2号裏面)

記入上の注意 (様式第2号)

- ◎ この登録書は、入札参加資格審査申請 (定期・随時) をするとき、新規、従前と同一内容での更新にかかわらず、該当する項目に全て記入の上、必ず提出してください。
- ◎ 変更登録の場合は、変更のあった項目のみ、項目単位で記入してください。
- ◎ この登録書には、主たる営業所の内容を記入してください。

- 1 業者番号欄には、入札参加資格審査申請書に記入した業者番号を記入してください。(新規に申請する場合は記入する必要はありません。)
- 2 区分欄には、新規の場合は空欄とし、変更の場合は「1」を記入してください。
- 3 商号又は名称 (漢字) 欄において、株式会社は「(株)」、有限会社は「(有)」、合名会社は「(名)」、合資会社は「(資)」の略号を使用してください。
なお、一般財団法人、公益財団法人、特例財団法人、一般社団法人、公益社団法人、特例社団法人は略号を使用せずに、そのまま記入してください。
例 ○○○建設株式会社 → ○○○建設 (株)、合資会社××工業 → (資)××工業
一般財団法人△△△協会 → 一般財団法人△△△協会 (略号を使用しない。)
- 4 所在地の番地欄は、アラビア数字と「-」のみで記入してください。
例 1丁目2番3号 → 1-2-3
987番地の6 → 987-6
- 5 入居先欄には、入居ビル名等を記入してください。(ない場合は不要です。)
例 ○○○ビル3階
- 6 電話番号欄は、アラビア数字と「-」のみで記入してください。(携帯電話番号は不可)
- 7 口座番号、預金種別、口座名義人欄は、銀行窓口、通帳等で確認のうえ、正確に記入してください。
- 8 口座番号欄は、右詰めで記入してください。
- 9 完成払用指定口座の預金種別欄は、普通当座に○をつけてください。
- 10 口座名義人欄は、通帳に記載されているカタカナ名義で記載してください。
- 11 郵便局は口座振替できません。
- 12 預貯金専用普通預金口座に指定できる口座は、都市銀行、地方銀行又は農林中央金庫の本店の口座、富山信用金庫、高岡信用金庫、砺波信用金庫、新湊信用金庫、いしかわ信用金庫、富山県信用組合の本店の口座であり、それ以外の信用金庫又は信用組合の口座は指定できません。
- 13 預貯金専用普通預金口座と部分払・完成払用指定口座を同一口座とすることはできません。

(様式第3号裏面)

記入上の注意 (様式第3号)

- ◎ この登録書は、入札参加資格審査申請 (定期・随時) をするときには、新規、従前と同一内容での更新にかかわらず、該当する項目に全て記入の上、必ず提出してください。
- ◎ 変更登録の場合は、変更のあった項目のみ、項目単位で記入してください。
- ◎ カードNo.14 主たる (委任先) 営業所欄は、貴社が、
- 1) 委任先がある場合 → 委任先の内容
 - 2) 委任先がない場合 → 主たる営業所の内容 を記入してください。
- ◎ カードNo.14 主たる営業所欄は、貴社が、
- 1) 委任先がある場合 → 主たる営業所の内容 を記入してください。
 - 2) 委任先がない場合 → 記入不要
- 1 業者番号欄には、入札参加資格審査申請書に記入した業者番号を記入してください。(新規に申請する場合は記入する必要はありません。)
- 2 区分欄には、新規の場合は空欄とし、変更の場合は「1」を記入してください。
- 3 商号又は名称 (漢字) 欄において、株式会社は「(株)」、有限会社は「(有)」、合名会社は「(名)」、合資会社は「(資)」の略号を使用してください。
なお、一般財団法人、公益財団法人、特例財団法人、一般社団法人、公益社団法人、特例社団法人は略号を使用せず、そのまま記入してください。
- 例 ○○○建設株式会社 → ○○○建設 (株)、合資会社××工業 → (資)××工業
一般財団法人△△△協会 → 一般財団法人△△△協会 (略号を使用しない。)
- 4 所在地の番地欄は、アラビア数字と「-」のみで記入してください。
- 例 1丁目2番3号 → 1-2-3
987番地の6 → 987-6
- 5 入居先欄には、入居ビル名等を記入してください。(ない場合は不要です。)
- 例 ○○○○ビル3階
- 6 電話番号欄は、アラビア数字と「-」のみで記入してください。(携帯電話番号は不可)
- 7 口座番号、預金種別、口座名義人欄は、銀行窓口、通帳等で確認のうえ、正確に記入してください。
- 8 口座番号欄は、右詰めで記入してください。
- 9 完成払用指定口座の預金種別欄は、普通か当座に○をつけてください。
- 10 口座名義人欄は、通帳に記載されているカタカナ名義で記載してください。
- 11 郵便局は口座振替できません。
- 12 預託前払金専用普通預金口座に指定できる口座は、都市銀行、地方銀行又は農林中央金庫の本店の口座、富山信用金庫、高岡信用金庫、砺波信用金庫、新湊信用金庫、いしかわ信用金庫、富山県信用組合の本店の口座であり、それ以外の信用金庫又は信用組合の口座は指定できません。
- 13 預託前払金専用普通預金口座と部分払・完成払用指定口座を同一口座とすることはできません。

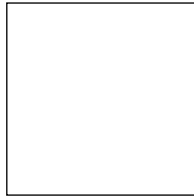
様式第 4 号 (第 3 条関係)

使用印鑑届出書

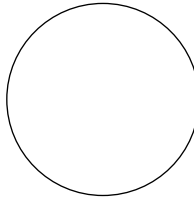
業者番号

--	--	--	--	--

法人使用印



代表者使用印



上記の印鑑を入札、見積り、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいので届け出ます。

年 月 日

富山県知事 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

- (記載要領)
- 1 委任状が提出されている場合は受任者の使用印を押印する (例: 法人使用印には営業所印、代表者使用印には営業所長印) こと。
 - 2 申請者の代表者印には、建設工事入札参加資格審査申請書と同一の印を押印すること。

様式第 6 号 (第 3 条関係)

営業所一覧表

業者番号

商号又は名称 _____

名称	許可を受けた建設業		所在地	電話番号
	特定	一般		
(主たる営業所)				
(建設業法上のその他の営業所)				
(その他の営業所)				

様式第 7 号 (第 3 条関係)

委 任 状

業者番号

--	--	--	--	--

年 月 日

富山県知事 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

私は、次の者を代理人と定め、次の事項に関する権限を委任します。

受任者

委任事項

- 1 入札書及び見積書の提出の件
- 2 請負契約の締結及び目的物引渡しの件
- 3 保証金の納付、還付請求及び受領の件
- 4 請負代金、前払金及び部分払の請求及び受領の件
- 5 復代理人の選任に関する件
- 6 上記各項に附帯する一切の件

委任期間

年 月 日から 年 月 日まで

ただし、委任期間内に請求済みの請負代金、保証金又は保証物の領収については、委任期間終了後も効力を有するものとする。

様式第 8 号 (第 6 条関係)

使用印鑑変更届

業者番号

年 月 日

富山県知事 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

入札、見積り、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用する印鑑を、次のとおり変更したので届け出ます。

	法人使用印	代表者使用印
変 更 前		
変 更 後		
変更年月日	年 月 日	

様式第 9 号 (第 6 条関係)

入札参加資格変更届

業者番号

年 月 日

富山県知事 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

次のとおり変更があったので届け出ます。

変更事項	変更後	変更前	変更年月日	変更理由

記入上の注意（様式第 9 号）

- ◎ この変更届は、①入札参加資格審査申請後、資格が認定されるまでの間、②資格認定後に、次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合に提出してください。
- (1) 個人事業主が死亡した場合
 - (2) 法人が合併により消滅した場合
 - (3) 法人が合併又は破産手続開始以外の事由により解散した場合
 - (4) 廃業した場合
 - (5) 後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判を受けた場合（被保佐人又は被補助人が、契約締結のために必要な同意を保佐人又は補助人から得ている場合を除く。）
 - (6) 破産手続開始の決定を受けた場合
 - (7) 法第 3 条第 1 項の規定による許可の全部又は一部を受けていない者になった場合

※記入例

変更事項	変更後	変更前	変更年月日	変更理由
個人事業主		富山 太郎	H27. 2. 1	死 亡

変更事項	変更後	変更前	変更年月日	変更理由
許可を受けている建設業	土、建、管、電	土、建、管、電、ほ	H27. 8. 31	廃 業

様式第10号（第9条関係）

建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

富山県知事 殿

共同企業体の名称

代表者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

このたび、富山県の発注に係る建設工事の入札に共同企業体として参加したいので、次のとおり入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

資格審査を希望する建設工事の種類

様式第11号（第9条関係）

入札参加資格者（債主）登録書（新規・変更）（工事・コンサル）（JV業者用）

富山県知事

殿

年 月 日

次のとおり、登録（変更）願います。

主たる営業所の所在地
 商号又は名称
 代表者氏名
 担当者所属氏名
 電話番号

印

カードNo.	区分	業者番号							枝番
1	4								1

		当初又は変更後						変 更 前	変更年月日
JV業者名	フリガナ								
	漢 字								
代表者氏名	フリガナ								
	漢 字								
構 成 員	代 表	業者番号		商号又は名称		代表者氏名		出資比率	

カードNo.	区分	業者番号							枝番
1	4								2

預託前払金 専用普通預金 口座	銀行 金庫		支店 出張所		口座番号		預金 種別	口座名義人					
	金融機関コード						①普通						
部分払・ 完成払用 指定口座	銀行 金庫		支店 出張所		口座番号		預金 種別	口座名義人					
	金融機関コード						1 普通 2 当座						

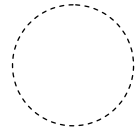
様式第12号 (第9条関係)

使用印鑑届出書

1 共同企業体代表者
商号又は名称
代表者氏名



法人使用印

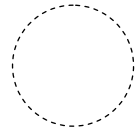


代表者使用印

構 成 員
商号又は名称
代表者氏名



法人使用印

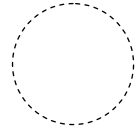


代表者使用印

構 成 員
商号又は名称
代表者氏名



法人使用印

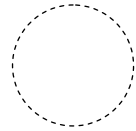


代表者使用印

構 成 員
商号又は名称
代表者氏名



法人使用印

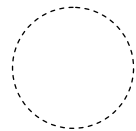


代表者使用印

2 共同企業体代表者
商号又は名称
代表者氏名



法人使用印



代表者使用印

上記1の印鑑を入札、見積り又は契約の締結のために使用し、上記2の印鑑を
代金の請求又は受領のために使用したいので届け出ます。

年 月 日

富山県知事 殿

住 所
共同企業体の名称
代表者氏名

印

